

横浜市文化施設における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和3年5月10日改訂 公表版）
※適用期間 令和3（2021）年5月12日から令和3（2021）年5月31日

目次

- 1 本市文化施設感染症対策の基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 2 本ガイドラインの対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
- 3 施設ごとのリスクの確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 4 本ガイドラインの対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
- 5 参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
- 6 別表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p8
- 7 施設種別対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p9
 - ・ 共通
 - ・ 展示系施設（展示室、ギャラリー、アートギャラリー）
 - ・ ホール系施設
（大ホール、小ホール、レクチャーホール、本舞台、第二舞台、芸能ホール、能舞台）
 - ・ 練習系施設（練習室、リハーサル室）
 - ・ 講座系施設
（アトリエ、創作室、制作室、陶芸センター貸室、各種教室、自由作陶教室）
 - ・ 集会系施設
（会議室、多目的ルーム、ミーティングルーム、レクチャールーム、和室、茶室）

1 本市文化施設感染症対策の基本的方針

- (1) 本ガイドラインは「令和3年5月12日から5月31日」までの対応を示したものです。
- (2) 予約日及び利用日にかかる制限内容等については、別表をご確認ください。
- (3) 別表の利用制限のとおり利用をお願いします。
- (4) 各施設とも、感染症対策として、利用人数等について、以下の「施設種別制限内容」に沿って利用制限を行います。
- (5) 各施設主催事業については、ガイドラインに沿って対策を施してください。

【施設種別制限内容】

別表の制限内容が★の利用については、下記制限で利用してください。

別表の制限内容が☆の利用については、下記制限での利用となるよう検討してください。やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能です。

分類	具体的室名	主な制限内容
共通	全室	<p>利用時間は20時まで。 ただし、イベント※での利用の場合は21時まで。 ※「イベント」とは会議・練習・リハーサル・設営以外です。 例 本番・講座・ワークショップ・説明会・講演会 等 20時を跨ぐ新規利用予約の受付は停止</p> <p>利用定員は定員の50%以内。 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。</p> <p>ただし、来場者がステージ上を除く客席又は各室において、大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないものについては、定員の100%以内。 ※定員を、50%を超えて100%以内とする場合は本ガイドラインに加え「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」で示されたイベント開催時の必要な感染防止策を講ずるものとする。</p>
ホール系	大ホール、小ホール、レクチャーホール、本舞台、第	ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガ

	二舞台、芸能ホール、能舞台（練習利用も含む）	イドラインに基づく対応を取るものとする。 客席最前列と出演者のアクティグエリアの間は2m空ける（客席数を確保するために出演者が下がっても良いが、施設利用者はアクティグエリアの先端部分を決め、出演者がわかるようにマーキングする）。
展示系	展示室、ギャラリー	来場者が、室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないもので、収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限、人と人が接触しない）を空けることとする。 来場者が室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」で示されたイベント開催時の必要な感染防止策を講ずることが難しい場合で、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内とする。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を要することとする。
練習室系	リハーサル室、練習室、スタジオ、音楽ルーム、カルチャー工房、音楽工房	管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に注意した利用とする。 大声での発声、歌唱は適切な距離をとり、対面にならないような並び方を工夫する。
講座系	アトリエ	—
集会室系	会議室、集会室、研修室	—

※横浜能楽堂「研修室」、大倉山記念館「集会室」及びS Tスポットは利用実態に応じた対応。

※長浜ホール「多目的ルーム」、吉野町市民プラザ「会議室」及び岩間市民プラザ「レクチャールーム」の利用は練習室系施設のガイドラインに準じた対応。

2 本ガイドラインの対象施設

(1) 区民文化センター

- a 鶴見区民文化センター（サルビアホール）
- b 神奈川区民文化センター（かなつくホール）
- c 港南区民文化センター（ひまわりの郷）
- d 旭区民文化センター（サンハート）
- e 磯子区民文化センター（杉田劇場）

- f 緑区民文化センター（みどりアートパーク）
 - g 青葉区民文化センター（フィリアホール）
 - h 戸塚区民文化センター（さくらプラザ）
 - i 栄区民文化センター（リリス）
 - j 泉区民文化センター（テアトルフォンテ）
- (2) 横浜美術館（代替会場含む）
 - (3) 横浜みなとみらいホール（代替会場含む）
 - (4) 横浜能楽堂
 - (5) 横浜にぎわい座
 - (6) 横浜赤レンガ倉庫1号館
 - (7) 横浜市民ギャラリー
 - (8) 横浜市民ギャラリーあざみ野
 - (9) 横浜市民文化会館 関内ホール
 - (10) 吉野町市民プラザ
 - (11) 岩間市民プラザ
 - (12) 大倉山記念館
 - (13) 長浜ホール
 - (14) 久良岐能舞台
 - (15) 陶芸センター
 - (16) 大佛次郎記念館
 - (17) S Tスポット

3 施設ごとのリスクの確認

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である（1）接触感染及び（2）飛沫感染のそれぞれについて、スタッフ、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスクの所在を確認してください。

また、集客が見込まれる催しについては、（3）集客施設としてのリスクの所在を確認してください。

(1) 接触感染のリスクの確認

他者と共有する物品やドアノブ等の手が触れる場所と頻度を確認します。高頻度接触部位（ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン、電気のスイッチ等）には特に注意が必要です。

(2) 飛沫感染のリスクの確認

換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を確認します。

(3) 集客施設としてのリスクの確認

どの程度の人数の移動が見込まれるのか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場者実績等に鑑み、リ

スクの所在を確認します。

4 本ガイドラインの対象期間

本ガイドラインの取り扱い対象期間は、令和3(2021)年5月12日から令和3(2021)年5月31日までとします。

なお、感染拡大状況によって国、県等の方針が変更になった場合には、本ガイドラインも改訂いたします。

令和3年6月1日以降のガイドラインの取り扱いについて現時点でお示しすることができません。そのため令和3年6月1日以降の利用者の皆様へは柔軟かつ丁寧な対応をお願いいたします。

5 参考

(1) 基本的対処方針：

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年5月7日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

(2) 内閣官房通知：

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(事務連絡令和3年5月7日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長)

※抜粋添付

(3) 博物館ガイドライン：

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(令和2年9月18日付 公益財団法人日本博物館協会)

(4) 劇場音楽堂等ガイドライン：

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(令和2年9月18日付 公益社団法人全国公立文化施設協会)

(5) 合唱ガイドライン：

合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン

(令和2年11月26日付 一般社団法人全日本合唱連盟)

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来が目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表

【予約日及び利用日にかかる制限内容等】

予約日	利用日	制限内容	説明
4/19までに予約した場合	5/11まで	△	やむを得ない場合は、 予約時の計画通り実施可能
4/20～5/11に予約した場合		★	20時を跨ぐ新規利用予約の受付は停止。
5/11までに予約済の場合	5/12～5/31	☆	やむを得ない場合は、 予約時の計画通り実施可能
	6/1以降	—	
5/12から5/31までに 予約した場合	5/12～5/31	★	20時を跨ぐ新規利用予約の受付は停止。
	6/1以降	—	

△特に20時以降の外出の自粛が求められています。このことについてご理解いただき、やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能です。

☆まん延防止等重点措置により、施設の利用は20時まで。ただし、イベント※での利用の場合は21時までの利用が求められています。このことについてご理解いただき、やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能です。

★20時を跨ぐ新規利用予約の受付は停止。定員は50%以内。

ただし、大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないものについては、定員の100%以内の利用となります。

※「イベント」とは、会議・練習・リハーサル・設営以外です。例 本番・講座・ワークショップ・説明会・講演会等

〈施設種別対策〉

(対象) 凡例 来場者：公演や企画展などの鑑賞や講座等への参加のため、施設に来訪する方 施設利用者：施設を借りて利用する方 施設管理者：指定管理者
--

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A00	共通	来場者 施設管理者 施設利用者	政府の示す「新しい生活様式」に沿った行動を心掛ける。	●
A01	共通	来場者	施設入館時に手指消毒又は洗面所で石けんによる手洗いをお願いする。	◎
A02	共通	施設管理者 施設利用者	貸館の公演主催者に対し、各貸出施設の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。	◎
A03	共通	来場者	来場者にはマスク着用又はハンカチで口を覆う等の咳エチケットをお願いする。 健康上の理由によりマスクを着用できない方を配慮する。	◎
A04	共通	施設管理者	施設側スタッフはマスク着用を必須とする。	◎
A05	共通	来場者	削除	
A06	共通	施設管理者	来場者が列をつくる場所（受付や出入り口、トイレ等）の床には十分な間隔（最低1m）おきに待機線（マーキング）を貼る。	●
A07	共通	施設管理者	窓口受付やチケット・物品販売等来場者と対面する場所へのアクリル板や透明ビニールカーテンなどの遮蔽物を設置する。	◎
A08	共通	施設管理者	現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入を検討するとともに、チケットレス化を検討。できない場合は現金をトレーに載せて対応するなどの工夫をする。	●
A09	共通	来場者	来館前の検温実施の要請のほか、発熱（37.5℃を目安として）又は風邪の症状がある場合の来館自粛を求める旨を、ホームページ等で周知するとともに、施設の入口に掲示する。	◎
A10	共通	施設管理者	出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。	◎
A11	共通	施設管理者	ユニフォーム等をこまめに洗濯する。	◎
A12	共通	施設管理者	【機械換気による場合】 ・ビル管理法における特定建築物に該当する施設については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ・特定建築物に該当しない施設においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）が確保できていることを確認すること。 【自然換気による場合】 ・換気回数（部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数）を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とする。 ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。	◎
A13	共通	施設管理者	手が触れる場所をこまめに消毒する（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等）。手を触れなくて済む工夫が可能であれば検討する。	◎
A14	共通	施設管理者	コインロッカー、傘立て等、来館者が利用する設備類は、こまめに消毒する。	◎
A15	共通	施設管理者	貸出備品類（楽器を除く）は適宜消毒する。楽器を貸し出す際には、使用前後の手洗をお願いする。	◎
A16	共通	施設利用者	備品を利用する際には前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を行うこと。機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。	◎
A17	共通	施設管理者	長時間滞留の防止策として、ロビー等では隣同士で座れないような対策をとる。	◎
A18	共通	施設管理者 施設利用者	感染対策への協力の呼び掛け（体調不良時の来館とりやめ、マスク着用、ハンカチ持参、施設利用前後の会食の自粛等）や、入場制限、利用定員、などの案内等についての広報（WEBSITE、ちらし掲出等）を行う。	◎
A19	共通	施設利用者	パンフレット、ちらし、アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにする。プレゼント差し入れは控えるようにお願いする。	◎
A20	共通	施設管理者	トイレの蓋がある場所では蓋を閉めて水を流すよう、お願いの掲示をする。個人用タオルやハンカチを持参していただくよう、事前にお知らせし、ハンドドライヤーの利用は中止する。	◎
A21	共通	施設管理者	ショップ、カフェ、図書コーナー等については、各業種別ガイドラインを参照して営業する。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会他） 外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会） 図書館における新型コロナウイルス拡大予防ガイドライン（日本図書館協会）	◎

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A22	共通	施設管理者	施設利用者、来場者向けにマスク販売は可とする。	●
A23	共通	施設利用者 施設管理者	施設利用者に対して、参加者全員の氏名及び緊急連絡先（グループで参加している場合には代表者氏名連絡先と人数のみ）を把握し、名簿の作成を依頼する。利用団体代表者は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを利用者へ事前に周知する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムの導入を推奨する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムを導入し、登録した場合には名簿の作成は不要とする。 ※施設管理者が行う自主事業においても、同様の扱いとする。 ※個人情報収集した場合には、来場者に新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする連絡以外には使用しないことをあらかじめ伝え、1か月をめぐりに確実にシュレッダー等で廃棄する。	◎
A24	共通	来場者	大声での会話は極力回避していただく。	●
A25	共通	施設管理者	今回のガイドラインの対応を取るにあたり、通常の開館時間を短縮して閉館する場合は、事前に文化振興課（区民文化センターは各区地域振興課）へ連絡してください。	◎
A26	共通	施設管理者 施設利用者	スタッフ控室、更衣室等でも3密や対面での会話を避ける工夫をとる。	◎
A27	共通	施設利用者	こまめな水分補給等、必要に応じて熱中症対策を行う。	◎
A28	共通	施設利用者	ごみは利用者が持ち帰る。	◎
A29	共通	施設利用者	飲食については、感染リスクが高いため、次の事項を厳守とする。 ○対面禁止・食事中の会話禁止・十分な間隔の確保・施設の指定した場所 なお、熱中症対策のための水分補給は可能とする。	◎
A30	共通	施設管理者	3密にならず、換気が適切に行われている場所を飲食ができる場所として指定する。 また、飲食は感染リスクが高いことを利用者に伝え、共通認識とする。	◎
A31	共通	施設管理者	所属長等は、執務前までに施設職員の健康状態を確認すること。施設職員は、発熱やかぜ等の症状がある場合は所属長等に速やかに報告すること。 施設職員から体調不良の報告を受けた所属長等は、当該職員を帰宅させる等の対応を直ちに検討すること。	◎
A32	共通	施設管理者	施設において、施設職員や利用者の感染（疑い含む）を把握した場合には、報告様式に基づき、文化振興課あてに、速やかに報告する。	◎
A33	共通	施設管理者 施設利用者	別表の制限内容が★の利用については、下記制限で利用してください。 別表の制限内容が☆の利用については、下記制限での利用となるよう検討してください。 やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能です。 利用時間は20時まで。 ただし、イベント*での利用の場合は21時まで。 ※「イベント」とは会議・練習・リハーサル・設営以外です。 例 本番・講座・ワークショップ・説明会・講演会 等 利用定員は定員の50%以内。 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。 ただし、来場者がステージ上を除く客席又は各室において、大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないものについては、定員の100%以内。 ※定員を、50%を超えて100%以内とする場合は本ガイドラインに加え「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」で示されたイベント開催時の必要な感染防止策を講ずるものとする。	◎
A34	共通	施設管理者 施設利用者	催しについてチケットの販売数の考え方をできるだけ周知する。 また、チケットを定員の50%を超えて100%以内にて販売する場合には、マスクの着用が必須であることや、入場時の検温の結果によっては入場をお断りすること、その際の払戻の規定等について周知を行う。	●
A35	共通	施設管理者 施設利用者	来場者を定員の50%を超えて100%以内を見込む場合は、来場者全員の入室前の検温を実施すること。 自主事業の場合は施設管理者が実施。 貸館の場合は主催者に実施を要請し、チェックリストの提出を求める。	◎
A36	共通	施設利用者	合唱を行う際は、使用する部屋や練習・本番等の利用実態にかかわらず、歌手同士の距離については、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（一般社団法人全日本合唱連盟策定）を遵守する。 連続した練習時間は30分以内かつ、5分以上の換気を行う。	◎

〈施設種別対策〉

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
B01	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	対面での会話を極力回避する。人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。	◎
B02	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	入館前のサーモグラフィや非接触検温器による検温を実施する。発熱等の症状がある場合には入館をお控えいただく旨の掲示する。	◎
B03	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	入場時のチケットのもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、施設管理者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討する。	●
B04	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	自動音声による注意喚起等特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。	◎
B05	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	大人数での来館を制限する。	◎
B06	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	別表の制限内容が★の利用については、下記制限で利用してください。 別表の制限内容が☆の利用については、下記制限での利用となるよう検討してください。 やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能です。 来場者が、室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないもので、収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限、人と人が接触しない）を空けることとする。 来場者が室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」で示されたイベント開催時の必要な感染防止策を講ずることが難しい場合で、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内とする。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を要することとする。	◎
B07	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内においても、フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、来館者同士の距離を確保する（最低限、人と人が接触しない程度の間隔）。屋外展示も同様とする。	◎
B08	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示設営時に人と人との間隔を極力とる。	●
B09	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B10	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B11	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内（屋外展示の場合は展示エリア）における会話制限を行う。	◎
B12	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B13	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いので展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることがないように注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。	●
B14	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を徹底する必要がある。また、来館者がケースに触れる機会を減らすために、パーティション等を使ってケースと入館者の間に距離を置く。	●
B15	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	オーディオガイド、ヘッドフォン等の貸出物については、十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸出中止とする。	◎

〈施設種別対策〉

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
C01	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	来場者がステージ上を除く客席、楽屋及びホワイエ等において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」で示されている対策を講じることが難しい場合など、定員の50%以内とする場合は、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。	◎
C02	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	客席最前列と出演者のアクティングエリアの間は2m空ける。この際、客席数を確保するために出演者が下がっても良いが、施設利用者はアクティングエリアの先端部分を決め、出演者がわかるようにマーキングする。 舞台から客席までに高低差がある場合には飛沫の飛ぶ距離が長くなるため、距離について十分な配慮をする。	◎
C03	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入退場時や集合場所、舞台上、楽屋、控室等における人と人との距離を確保する。	●
C04	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。また券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。	◎
C05	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	事前に余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑を緩和する。	●
C06	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。	◎
C07	ホール系施設 (ホール、講堂等)	来場者	入待ち及び出待ちは控えていただく。また、プレゼント及び差し入れも控えていただく。	◎
C08	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	パンフレット等の物販を行う場合、購入者には十分な間隔（最低1m）を空けていただく。	◎
C10	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用。多くの人が触れるようなサンプル品、見本品は取り扱わない。	◎
C11	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	出演者間でも感染拡大を防ぐため、石けんによる手洗い又は手指消毒等感染防止対策を行う。	◎
C12	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	出演者、スタッフ等は各自検温し、発熱がある場合には自宅待機とする。また風邪の症状がある場合にも自宅待機を促す。	◎
C13	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者 施設利用者	楽屋においても、適宜ドアや窓を開けるなど換気を行う。	◎
C14	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに基づく対応を取るものとする。 客席、ロビー、控室、楽屋、廊下等館内の他の場所においては十分な距離を確保する。 なお、利用前後や休憩中はマスク着用などの咳エチケットに配慮する。	◎
C15	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。	◎
C16	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。	◎
C17	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入場時のチケットのもぎりの際は、マスクや手袋を着用。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討。	●
C18	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者	ドリンクコーナーを営業する場合は、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会他）」及び「外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会）」に沿った感染防止対策をとること。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。	◎
C19	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者	オペラグラス、プランケット等の貸し出し物品については十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。クローカーサービスは中止する。	◎
C20	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者 来場者	休憩時のホワイエで、来場者同士の距離確保を呼び掛ける。	●

〈施設種別対策〉

No.	分類	対象	対応	◎ = 必須 ● = 推奨
D01	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設管理者	削除	
D02	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	大声での発声、歌唱は適切な距離をとり、対面にならないよう並び方を工夫する	◎
D03	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	利用にあたっては対面は極力避け、十分な身体的距離（最低1m）をとる。	◎
D04	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。	◎
D05	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	削除	
D06	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設管理者 施設利用者	機械換気に加え、必要に応じて窓や扉の開放等により自然換気を行う。	◎
D07	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設管理者	利用枠の間は、常時ドア、窓等を開けるなどにより換気を行う。	◎
D08	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	削除	
D09	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	管楽器の演奏等については、定員を50%を超えて100%以内とする場合は、楽器用マスクや遮蔽版を設置する等の飛沫拡散対策を行うものとする。	◎
E01	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	削除	
E02	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	削除	
E03	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	削除	
E04	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設管理者	削除	
F01	集会系施設 (和室、会議室等)	施設利用者	削除	
F02	集会系施設 (和室、会議室等)	施設利用者	削除	